

令和8年度アートの魅力体験事業業務 仕様書

1 委託事業名 令和8年度アートの魅力体験事業

2 委託期間 契約締結日～令和9年3月10日(水)

3 業務の目的

子どもたちの豊かな感性をはぐくみ、生涯にわたって文化芸術に親しむ心の育成を目指し、文化芸術に接する機会や専門的な指導を受ける機会の充実を図り、発達段階に応じた体験活動を県内広域の子どもたちに広く提供する。

4 業務内容

(1) 事業概要

美術・演劇・音楽・伝統文化等の分野で、子どもたちが芸術家等の指導による芸術作品を制作したり、芸術家によるパフォーマンスを鑑賞したりする等の体験活動を行う。受託団体は芸術家等を幼稚園等に派遣するなどして子どもたちに体験活動の機会を提供する。

体験活動については、次の(2)のいずれかの該当する子どもたちに対し、(3)のいずれかの内容に該当する活動を実施するものとする。

(2) 対象

幼児、小・中学校、県立特別支援学校の児童生徒

(3) 内容

① 芸術家の派遣

- ・ 活動を希望する香川県内の幼稚園・認定こども園・保育園(以下「幼稚園等」という)ならびに特別支援学校に芸術家を派遣し、幼児や児童・生徒を対象に、制作活動等の芸術体験活動を実施する。
- ・ 実施先については、幼稚園等や特別支援学校の希望をもとに県教育委員会が選定する。実施先決定後、派遣日程の調整や実施内容の選定等、実施先との打合せは受託者が行う。
- ・ 幼稚園等は、8施設程度、年間4回程度の派遣とする。うち1回は保護者等を交えた活動を実施する。
- ・ 特別支援学校は、4校程度、年間2回程度の派遣とする。
- ・ 体験活動の分野は下記に該当するものとする。

音楽(ピアノ、声楽、弦楽器、パーカッション、管弦楽、合唱、オーケストラ、音楽劇など)

演劇(現代劇、ミュージカル、人形劇、児童劇など)

舞踊(バレエ、現代舞踊、身体表現など)

大衆芸能(落語、講談、漫才、浪曲など)

美術(洋画、日本画、版画、彫刻、書、写真など)

伝統芸能(歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、日本舞踊、和太鼓、箏、三味線、邦楽など)

文学(俳句、朗読など)

生活文化(囲碁、将棋、華道、茶道、和装、食文化など)

メディア芸術(メディアアート、映画、アニメーション、マンガ、映像など)

②協働体験活動の実施

- ・ 県内広域の小学生または中学生が参加できるワークショップや制作活動等を企画・提案し、子どもたちが協働して制作活動等を行うことができる機会を提供する。
- ・ 複数の市町の小学生または中学生が参加でき、当該生徒が継続的に取り組める活動を年間を通じて複数回にわたって実施する。

③芸術鑑賞機会の提供

- ・ 香川県内の小学生または中学生対象のイベント等において、子どもたちに芸術家によるパフォーマンスの鑑賞機会を提供する。
- ・ 小学生または中学生対象のイベントとは、たとえば小・中学校総合文化祭のように文化部活動に取り組む児童・生徒が多数参加するイベントをいう。
- ・ イベント等とのマッチング、ならびにイベント等の主催者と交渉等は受託者が行う。
- ・ パフォーマンスの分野は上記①と同様とする。
- ・ 年間1回の実施とする。

5 特記事項等

- ・ 委託を受けた団体は、業務が完了したときは、実施報告書を業務が完了した日から遅滞なく教育長に提出すること。
- ・ 実施報告書には実績が確認できるように全ての実施日当日の写真、もしくは配布資料を添付すること。
- ・ 委託を受けた団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

6 その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議すること。